（別紙７）

調理業務委託における遵守事項について

保育所における調理業務を委託するにあたり、下記の事項を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 調理室の設置場所 | 自園内　　　　　階 |

１．施設の管理体制について

（１）栄養面での配慮について

施設として、保育所や保健所・市町村等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮を行うこと。

（２）給食管理体制について

施設側が自ら行う業務と受託者に求められる事項については次のとおりとすること。

|  |
| --- |
| ・施設は次の業務について自ら行うものとする。①　受託者に対し、施設における給食の重要性を認識させること②　入所している子どもの栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示し、献立表が当該基準通り作成されていることを事前に確認すること③ 調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示すること④　毎回、検食を実施すること⑤　給食業務従事者の健康診断及び検便実施状況並びに結果を確認すること⑥　調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況の確認すること⑦　子どもの嗜好・喫食状況の把握及び栄養基準を満たしているか確認すること⑧　子どもの栄養や食生活の管理、健康状態の把握や食育を積極的に実施すること |
| ・受託業者は次の条件を満たすこと。①　適正な給食材料を使用し、所要の栄養量が確保された調理を実施すること② 受託業務を継続的かつ安定的に遂行すると認められる事業者であること③　業務に関し、必要な指導を行う栄養士が確保されていること④　調理業務に従事する者の大半は、業務について相当の経験を有する者であること⑤　調理従事者に対して、定期的に衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること ⑥　調理業務従事者に対して、健康診断及び検便を実施すること |

２．契約（契約書記載事項）について

業務委託にあたっては、次の内容を明記した契約書を取り交わすこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①　施設と受託業者の業務分担及び経費負担を定めている。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託範囲※内容を記載してください。 | □　献立作成、 □　発注、 □　食材購入、 □　調理、 □　盛付、 □　配膳、 □　食器洗浄その他（　　　　　　　　 ） |

②　保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な食材料を使用し所要の栄養量が確保される調理を行うことを明記している。③　上記「受託者が調えるべき体制」に記載の事項について明記している④　受託業者に対して、施設側から必要な資料の提供を求めることができることを明記すること。⑤　契約書の履行を遂行しなかった場合などにおいて契約解除ができることを明記すること。⑥　業務の履行が困難となった場合の業務の代行保証に関することを明記すること。⑦　施設に損害を与えた場合の損害賠償に関することが明記すること。⑧　業務に関して知り得た個人の秘密の保持について明記すること。 |

令和　　　年　　　月　　　日

（設置主体）

（所在地）

（代表者氏名）